



島根県報

令和5年2月17日（金）

第 388 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	2

【公 告】

公共測量の実施の変更（2件）	（技 術 管 理 課）	2
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	3

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施	（港 湾 空 港 課）	4
--------------------------------	-------------	---

【正 誤】

令和4年5月13日付け島根県報号外第53号中	（警 察 本 部）	7
------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第104号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市湖陵町差海1888-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

島根県告示第105号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖斐川加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第106号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき人の住所及び氏名
969	出雲市大社町杵築東273番地 株式会社いずも 代表取締役 足達 明彦	出雲市斐川町沖洲2633番地1 出雲空港内 出雲空港売店	松江市朝日町661番地 株式会社一畑百貨店 代表取締役社長 川内 孝治	出雲市大社町杵築東273番地 株式会社いずも 代表取締役 足達 明彦

公 告

令和4年11月18日付け島根県報第364号で公告した公共測量の実施の変更について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和4年8月1日から令和5年2月8日まで
（変更後）令和4年8月1日から令和5年3月30日まで
- 3 作業地域
津和野町

令和4年12月13日付け島根県報第371号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和4年11月10日から令和5年1月31日まで
（変更後）令和4年11月10日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶 1隻
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
二級河川周布川水系周布川において、浜田市周布町イ168-7地先
 - (2) 日時
令和5年2月2日9時00分から同日12時00分まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時
令和5年2月2日 12時00分

(2) 場所

二級河川周布川水系周布川において、浜田市治和町口663番地先 河川法第6条第3項に基づく2号地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒699-0041 浜田市片庭町254

浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597 石見空港管理所

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団

等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年3月3日(金)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年3月3日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

(ア) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年3月3日(金)午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年3月22日(水)午前9時から同月23日(木)午後4時まで(同月22日午後5時から同月23日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年3月23日(木)午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和5年3月23日(木)午前11時までに到

着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月24日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. March 22, 2023 to 4 : 00 p.m. March 23, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. March 23, 2023

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on March 23, 2023)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

正 誤

令和4年5月13日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
15	下から6	第8条中	第8条中「第38条の4の4第1項」を「第38条の4の6第1項」に、